

令和7年度(2025 年度)
社会福祉施設運営
自己点検・自己評価表
【利用者支援(幼保連携型認定こども園)】

法 人 名	
施 設 名	
評 価 者 の 氏 名	
評 価 年 月 日	

自己点検・自己評価項目		評 価		
		1 出来 ている	2 出来 てい ない	3 対 象 外
運営規程	(1) 運営（管理）規程を作成しているか。	1□	2□	
	また、実態と相違していないか。	1□	2□	
	(2) 職員や利用者に規程を周知しているか。	1□	2□	
施設設備	(1) 設備運営基準に定められている設備を有しているか。 【職員室・保育室（教室）・遊戯室・保健室（事務室と兼用可）・ 調理室・トイレ・手洗用設備及び足洗用設備・飲料水用設備】	1□	2□	
	※3号の子どもが入所している場合 【乳児室・ほふく室・沐浴設備・調乳設備】	1□	2□	3□
	(2) 園児一人あたりの面積基準を満たしているか。	1□	2□	
	(3) 満3歳以上の園児については、学級を編制しているか。	1□	2□	
	また、学級数だけ保育室（教室）があるか。	1□	2□	
	(4) 建物の構造や部屋の用途に変更がある場合は、所定の手続きを行っているか。	1□	2□	3□
	(5) 保育室(教室)等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光等は適切か。	1□	2□	
	(6) カーテン、カーペット等は防炎加工されたものを使用しているか。	1□	2□	
園児	(1) 認可・認定定員を超えて入園していないか。	1□	2□	
教育・保育計画	(1) 全体的な計画が適正に策定されているか。	1□	2□	
	(2) 全体的な計画に基づき、実際の教育・保育内容を具体化した指導計画が作成されているか。 □ 長期的な指導計画（年・期・月） □ 短期的な指導計画（週・日）	1□	2□	
	(3) 満3歳未満の指導計画は、個別的な計画を立てるなどの配慮をしているか。	1□	2□	3□
	(4) 個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行っているか。	1□	2□	3□
	(5) 教育・保育の内容などの評価、反省を行い質の向上や改善に努めているか。	1□	2□	
	(6) 質の高い教育・保育の展開のために、一人一人の職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上に努めているか。	1□	2□	
	(7) 施設長は施設内外での適切な研修計画を作成し、実施しているか。	1□	2□	
	教育・保育内容	(1) 0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を演じの発達の連続性を考慮して展開しているか。	1□	2□
(2) 在園時間が異なる多様な園児がいることを踏まえ、園児の生活が安定するよう、家庭や地域、園における生活の連続性を確保し、一日の生活リズムを整えるよう工夫しているか。		1□	2□	
教育・保育記録等	(1) 園児の育ちに関する帳票を整備しているか。 （身体測定記録・健診結果記録・教育及び保育経過記録・疾病、既往歴の記載・保護者等家族についての記載等）	1□	2□	
	(2) 日誌や児童出席簿を適正に整備しているか。	1□	2□	
	(3) 個人情報適切に取り扱っているか。	1□	2□	
小学校との連携	(1) 「幼保連携型認定こども園園児指導要録」を作成し、就学の際は、小学校へ送付しているか。	1□	2□	
	(2) 小学校教育への円滑な接続に向けて、小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校教師との意見交換、合同の研修の機会を設ける等の連携を行っているか。	1□	2□	
虐待防止等	(1) 虐待等の状況が見受けられないか、日々子どもや保護者の様子に留意し早期発見に努めているか。	1□	2□	
	(2) 不適切な養育の兆候が見られる場合は、市や関係機関と連携しているか。	1□	2□	
	(3) 園内において、児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 また、園として、予防措置を講じているか。	1□	2□	
	(4) 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの内容について理解しているか。	1□	2□	

自己点検・自己評価項目		評 価		
		1 出来 ている	2 出来 てい ない	3 対 象 外
	(5) ガイドラインに記載された「2 保育所等における対応」についての取組みを実施しているか。	1□	2□	
	(6) 幼稚園教諭、保育士又は保育教諭（保育士又は保育教諭にあつては、保育士登録を受け、保育士の名称を用いて業務に従事する者に限る）を任命し、又は雇用するときは、次に示すシステムを活用して、児童生徒性暴力等を行ったことにより幼稚園教諭又は保育士登録を取り消された者等の情報を確認する体制となっているか。 ・ 特定免許失効者等管理システム（幼稚園教諭免許状に関わるもの） ・ 保育士特定登録取消者管理システム（保育士登録に関わるもの）	1□	2□	
健康・衛生管理・ 事故防止・安全対 策等	(1) 学校医又は嘱託医による定期健康診断等が実施されているか。 また、時期は適切か。 〔 健康診断は年 2 回以上、歯科検診は年 1 回以上 〕	1□	2□	
	(2) 検診結果は適正に整備されているか。	1□	2□	
	(3) 学校保健計画を作成する際は、全ての職員がそのねらいや内容を明確にし ながら、子供一人一人の健康の保持及び増進に努めているか。	1□	2□	
	(4) 各種マニュアルを整備しているか。また、職員に周知しているか。 （感染症及び食中毒・児童の事故防止・危機管理等）	1□	2□	
	(5) 感染症又は食中毒が発生、もしくは発生が疑われる場合は、速やかに関係 機関に報告するとともに必要な措置を講じているか。	1□	2□	3□
	(6) 与薬する場合は、薬連絡票に記入してもらう等適切に預かり、誤飲がない よう対策を講じているか。	1□	2□	3□
	(7) SIDS（乳幼児突然死症候群）防止のため仰向けに寝かせる、定期的に睡眠 時の状態を観察し記録する等、必要な措置を講じているか。	1□	2□	
	(8) 心肺蘇生等の研修を行っているか。	1□	2□	
	(9) 災害や事故の発生に備えるとともに、外部からの不審者等の侵入防止のた めの措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を図っているか。	1□	2□	
	(10) 施設及び設備の安全点検、園児に対する安全指導、職員の研修その他安全 に関する事項を定めた学校安全計画を策定しているか。	1□	2□	
	(11) バス（自動車）を運行する場合（通園以外も含む）、児童の乗降車の際に 点呼その他の方法により児童の所在を確認しているか。	1□	2□	3□
	(12) 児童の送迎を目的としたバス（自動車）にブザー等児童の見落としを防止 する安全装置を装備し、これを用いて児童の所在の確認（降車時に限る） を行っているか。	1□	2□	3□
	(13) 装備された安全装置は「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の ガイドライン」に適合したものか。	1□	2□	3□
保護者との連携	(1) 園児の様子や日々の教育及び保育の意図などの説明を通じ、保護者との相 互理解を図るよう努めているか。 （送迎時の対応・連絡帳・掲示板・園だより・参観・懇談会等）	1□	2□	
教育・保育時間	(1) 毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39 週を下回っていないか。	1□	2□	
	(2) 1 日の教育課程に係る教育時間は標準 4 時間としているか。	1□	2□	
	また、保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は 1 日につき 8 時間を原則としているか。	1□	2□	3□
	(3) 保育需要に応じて、適正に教育・保育時間を設定しているか。	1□	2□	
	(4) 開園日は、日曜日及び国民の祝休日を除いた日を原則としているか。	1□	2□	
地域との連携	(1) 地域のニーズに応じて子育て支援事業を以下から 1 つ以上実施している か。 ア 親子の集いの場の提供等による情報提供、相談支援 イ 地域の家庭に対する情報提供相談支援事業	1□	2□	

自己点検・自己評価項目		評 価		
		1 出来 ている	2 出来 ていない	3 対象 外
	ウ 保護者の疾病などの理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった子どもに対し保育を行う事業 エ 保護者と地域の子育て支援団体等との連絡・調整事業 オ 地域の子育て支援者に対する情報提供・助言事業 （ア、イについては週に1回以上実施しているか。）			
教育保育等及び運営状況の評価	（１）教育及び保育並びに子育て支援事業について、適切な項目を設定し、自己評価を行っているか。	1□	2□	
	（２）自己評価の結果を公表しているか。	1□	2□	
苦情解決体制	（１）苦情解決体制において、苦情解決責任者、苦情受付担当者が選任されているか。	1□	2□	
	（２）第三者委員が選任されているか。	1□	2□	
	（３）苦情解決の体制及び手順等について、利用者、家族等へ周知しているか。	1□	2□	
	（４）苦情解決の記録を、書面によって整備しているか。	1□	2□	
	（５）苦情解決の実績等を公表しているか。（個人情報に関するものを除く。）	1□	2□	
食事提供	（１）給与栄養目標量（食事摂取基準）を適正に設定しているか。	1□	2□	
	（２）献立に基づき給与栄養量、充足率を算定しているか。	1□	2□	
	（３）給与栄養量は、目標量を満たしているか。	1□	2□	
	（４）離乳食がある場合、発達に応じた献立表を作成しているか。	1□	2□	3□
	（５）献立は季節感を取り入れるなど、変化に富んだ内容になっているか。	1□	2□	
	（６）嗜好調査、残食調査、検食等を適切に実施し、その結果等を献立に反映させているか。	1□	2□	
	（７）アレルギー対応に必要な園児や障害児など、個々に応じて、かかりつけ医や保護者と連携を図りながら適切に対応しているか。	1□	2□	
	（８）アレルギー対応マニュアル等を職員に周知するとともに、誤食防止のための、必要な措置を講じているか。	1□	2□	
	（９）「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を理解し、誤嚥防止のため献立内容や食材及び調理形態に配慮しているか。	1□	2□	
	（１０）給食提供未実施の日が頻繁にないか。	1□	2□	
	また、未実施の場合、保護者の理解を得ているか。	1□	2□	3□
	（１１）乳幼児にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう食事の提供を含む食育計画を作成し、「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」並びに指導計画に位置づけているか。	1□	2□	
	（１２）検食が実施され検食簿を整備しているか。（手作りおやつも含む。）	1□	2□	
	（１３）検食は食事提供前に実施しているか。	1□	2□	
	（１４）食事（給食）会議が適切に運営され、会議録が整備されているか。	1□	2□	
	（１５）給食経費に係る書類（発注書・納品書・請求書・在庫食品受払簿等）は整備されているか。	1□	2□	
	（１６）保存食は原材料（可食部）、調理済食品ともに、50 g 程度、2 週間保存しているか。	1□	2□	
	（１７）保存食は食品ごとに、清潔な容器やビニール袋に密封し－20℃以下で保存しているか。	1□	2□	
	（１８）調乳用のお湯は沸騰させた後、70℃以上に保たれたものを使用しているか。	1□	2□	3□
	（１９）食材の納入時は、調理従事者が立会い、品質等の点検を行っているか。	1□	2□	
	（２０）衛生自主管理点検を個別に実施し、記録しているか。 （調理従事者の個人衛生点検・調理設備等の衛生点検）	1□	2□	
	（２１）調理従事者は調理業務にふさわしい服装で調理しているか。 （調理専用の白衣またはエプロン・帽子または三角巾・調理室専用履物・必要に応じてマスク）	1□	2□	

自己点検・自己評価項目		評 価		
		1 出来 ている	2 出来 ていない	3 対象 外
	(22) 調理従事者及び調乳担当保育教諭の検便は、新規採用時及び毎月1回以上実施しているか。 また、検査項目に腸管出血性大腸菌を加えているか。	1□ 1□	2□ 2□	
	(23) 関税軽減措置適用のスキムミルクを購入している場合、台帳の記録及び整備をしているか。	1□	2□	3□
	(24) 2、3号認定の園児について、食事の提供を行っているか。	1□	2□	
	(25) 3号認定のこどもは自園調理をしているか。 (1、2号認定の園児については、外部搬入も可。)	1□	2□	3□
委託・外部搬入の 場合 (1号の場合も含む)	(1) 入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を委託業者に明示しているか。	1□	2□	3□
	(2) 契約関係書類を適切に整備し、通知に基づいて次のような内容を明記しているか。 □ 園と受託業者の業務分担及び経費負担 □ 特定教育・保育施設給食の趣旨を認識し、適正な食材量を使用し所要栄養量が確保される調理を行うこと。 □ 調理従事者の大半は、当該業務について、相当の経験を有する者であること。 □ 調理従事者に対して、定期的に衛生面・技術面の教育・訓練を実施すること。 □ 調理従事者に対して、定期的に健康診断・検便を実施すること。 □ 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提供を求めることができること。 □ 契約書の事項を履行しなかった場合の契約解除 □ 代行保障に関すること。 □ 園に損害を与えた場合の損害賠償に関すること。 □ 業務に関して知り得た個人情報の秘密保持	1□	2□	3□
	(3) 契約の履行状況を確認しているか。	1□	2□	3□
確認監査				
基本方針 (一般原則)	(1) 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指しているか。	1□	2□	
	(2) 利用子どもの意思及び人格を尊重し、常に利用子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めているか。	1□	2□	
	(3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等との密接な連携に努めているか。	1□	2□	
	(4) 利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行っているか。	1□	2□	
利用定員に関する基準	(1) 特定教育・保育施設の区分に応じ、支給認定子どもの区分ごとの利用定員を定めているか。ただし、3号認定子どもの区分にあつては、0歳と1歳～2歳に区分すること。また、幼保連携型認定こども園に限り、1号認定子どもの区分を設けないこともできる。	1□	2□	
内容及び手続の 説明及び同意	(1) あらかじめ、保護者に対し運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項（以下、「重要事項説明書」という）を交付して説明を行っているか。	1□	2□	
	(2) 重要事項説明書について保護者の同意を得ているか。	1□	2□	
	(3) 重要事項説明書と運営規程間で内容が相違していないか。	1□	2□	
応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)	(1) 定員を上回る利用の申込みがあった場合は、選考基準を定め、公正な方法により選考しているか。	1□	2□	
受給資格の確認	(1) 市が提供する児童名簿によって、支給認定の有無、認定子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認しているか。	1□	2□	
支給認定申請の	(1) 支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保	1□	2□	

自己点検・自己評価項目		評 価		
		1 出来 ている	2 出来 てい ない	3 対 象 外
援助	護者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行っているか。			
	(2) 支給認定の変更の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了の日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行っているか。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。	1□	2□	
実費・利用者負担の徴収	(1) 特定教育・保育を提供した際は、保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けているか。	1□	2□	
	(2) 特定教育・保育の提供に当たって、教育・保育の質の向上を図るために必要であると認められる対価について、特定教育・保育費用基準額（公定価格）と教育・保育の質の向上を図るために要する費用との差額に相当する金額の範囲内で保護者から支払を受けているか。 また、金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ているか。	1□	2□	
	(3) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用、食事の提供に要する費用、特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるものについて、保護者から支払いを受けているか。 また、金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。	1□	2□	
	(4) 保護者から支払いを受けた場合は、領収証を保護者に対し交付しているか。（口座引落、雑費袋でも可）	1□	2□	
施設型給付費等の額に係る通知等	(1) 特定教育・保育施設は法定代理受領により特定教育・保育施設に係る施設型給付を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る施設型給付費の額を通知しているか。	1□	2□	
評価（自己評価）	(1) 自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	1□	2□	
	(2) 幼保連携型認定こども園においては、その結果を公表しているか。	1□	2□	
相談及び援助	(1) 支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	1□	2□	
緊急時の対応（安全管理体制の確保）	(1) 支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	1□	2□	
利用者に関する市への通知（不正受給の防止）	(1) 支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたことがあったか。そのような状況があった場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知したか。	1□	2□	
運営規程	(1) 施設の運営についての重要事項を定めた運営規程を策定しているか。 □ 施設の目的及び運営の方針 □ 提供する特定教育・保育の内容 □ 職員の職種、員数及び職務の内容 □ 特定教育・保育の提供を行う日〔子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分（1 号認定）に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。〕及び時間並びに提供を行わない日 □ 枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 4 条第 2 項各号（認定こども園・幼稚園・保育所）	1□	2□	

自己点検・自己評価項目		評 価		
		1 出来 ている	2 出来 てい ない	3 対 象 外
	に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 ☐ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を 求める理由及びその額 ☐ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当た ったの留意事項〔枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例第6条第2項（認定こども園及び幼 稚園に限る）及び第3項（認定こども園及び保育所に限る。）に規定 する選考方法を含む。〕 ☐ 緊急時等における対応方法 ☐ 非常災害対策 ☐ 虐待の防止のための措置に関する事項 ☐ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項			
差別の禁止	（１）支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要 する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	1□	2□	
情報の提供等	（１）保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択すること ができるように、提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行 うよう努めているか。	1□	2□	
	（２）特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽の もの又は誇大なものとしていないか。	1□	2□	
利益供与等の禁 止	（１）特定教育・保育施設を紹介することの対償として、不正に金品その他の財 産上の利益を供与していないか。	1□	2□	
	（２）小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その 他の財産上の利益を収受していないか。	1□	2□	
事故発生の防止 及び発生時の対 応	（１）事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生 の防止のための指針を整備しているか。	1□	2□	
	（２）事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に 行っているか。	1□	2□	
会計の区分につ いて	（１）特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	1□	2□	
記録の整備につ いて	（１）支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を 整備し、その完結の日から５年間保存しているか。 ☐ 教育・保育の提供の記録に関し、その提供した特定教育・保育に係る 必要な事項の提供の記録 ☐ 特定教育・保育の取扱方針に関し、その取扱方針に定めるものに基づ く特定教育・保育の提供に当たった計画 ☐ 利用者に関する市への通知（不正受給の防止）に関し、市への通知に 係る記録 ☐ 苦情解決に関し、苦情の内容等の記録 ☐ 事故発生の防止及び発生時の対応に関し、事故の状況及び事故に際し て採った処置についての記録	1□	2□	